

農福連携推進事業費補助金のご案内

福岡市では、農地の適正管理、農業生産の拡大及び障がい者等の活躍の場を創出するため、農福連携の取組みを推進しています。この補助金は、農福連携を新たに実施又は拡大させる事業者に対し、必要な農業資機材費等の助成を行うものです。

※**本補助金における農福連携**とは、農業者が障がい者を雇用若しくは障がい福祉サービス事業所と農作業の請負契約を締結又は障がい福祉サービス事業所の農業への参入等により障がい者が農業に従事する取組みを指します。

●内 容

(令和7年6月2日現在)

補助対象経費	補助率	限度額
(1) 農業資材の購入経費 例) 肥料、種苗、マルチシート 等	1 / 2 以内	(1) (2) 合わせて 20万円
(2) 障がい者が農作業を行うために 必要な物品の購入経費 例) 手袋、長靴、スコップなどの農具、椅子、机 等		
(3) 農業用機械の購入経費 例) 耕運機、定植機、出荷調製機 等		50万円

●対象者 (以下のいずれかに該当する者)

- ・農業者(個人又は法人)、農業者の組織する団体又は農業協同組合
- ・障がい福祉サービス事業所



●補助要件

- ・福岡市内で行われる又は福岡市内の農業者が行う農福連携の取組みであること
- ・障がい福祉サービス事業所が自ら農業を行う場合は、法令により農地を利用する権利を取得していること又は取得手続き中であること
- ・中古の農業用機械を取得する場合は、少なくとも今後2年間の使用が可能なものであること
- ・農業用機械については、農業経営以外の汎用性が高いもの(運搬用トラック、パソコン等)でないこと

●その他

申請時に実施計画書の提出が必要です。また、補助金交付後2年間は実績報告が必要です。



【詳細は下記にお問い合わせください】

福岡市農林水産局農業政策課(担い手育成係)

電話:092-711-4852

メール:n-seisaku.AFFB@city.fukuoka.lg.jp